

役員の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 比津ヶ丘保育園

社会福祉法人比津ヶ丘保育園役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第 1 条 社会福祉法人比津ヶ丘保育園役員及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額ならびにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 役員及び評議員の報酬は、1日に付き、7,000円とする。

(費用弁償)

第 3 条 役員及び評議員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(準 用)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成 6年4月1日から施行する。

平成14年4月1日から施行する。(一部改正 評議員)